



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成27年 9月 7日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

原子力施設での緊急作業者の 放射線障害防止対策を定めました

～電離放射線障害防止規則等を改正し、
平成28年4月1日から適用します～

厚生労働省は、平成27年8月31日、労働者の放射線障害防止のための措置などを含めた電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を公布し、**平成28年4月1日**から施行します。

今回の改正は、東京電力福島第一原子力発電での事故を教訓とし、緊急作業等における放射線障害を防止するための必要な措置を規定したものです。

また、関係する**安全衛生教育に関する指針の改正**、**緊急作業従事者の健康保持増進のための指針の改正**も併せて実施いたします。

関係事業主および労働者の皆様方におかれましては、各々の改正内容の詳細につきましては、厚生労働省のHPの資料をご確認いただきますようお願いいたします。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095467.html>